

料金表

水道料金〔2か月分〕

令和7年2月1日施行

口径・用途	基本料金		従量料金(1㎡につき)					
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
13mm	1,958円		1㎡~20㎡ 25円30銭	21㎡~40㎡ 173円80銭	41㎡~60㎡ 204円60銭	61㎡~100㎡ 247円50銭	101㎡~200㎡ 310円20銭	201㎡~ 409円20銭
20mm	2,816円							
25mm	4,620円							
40mm	11,990円		1㎡~40㎡ 173円80銭		41㎡~60㎡ 204円60銭	61㎡~100㎡ 247円50銭	101㎡~200㎡ 310円20銭	201㎡~ 409円20銭
50mm	20,790円							
75mm	45,760円							
100mm	79,310円							
150mm	184,690円							
200mm	315,150円							
公衆浴場用	300㎡ まで	20,732円 80銭	301㎡以上		84円70銭			
特殊用	40㎡ まで	18,660円 40銭	41㎡以上		609円40銭			

複数戸数の料金計算・・・13mm口径適用

水道料金表には消費税及び地方消費税(10%)を含みます。

使用水量は、2か月に1度、お客様のお宅の水道メーターを検針することにより計量します。

■ 水道料金の計算例

水道料金は、水道メーターの口径・用途別に定められた基本料金と、使用水量に応じた従量料金を加算したものとなります。

(例1) 口径13mmのメーターで2か月間に48㎡を使用した場合

基本料金	1,958円	①
従量料金	25円30銭 × 20㎡ = 506円	② (第1段分: 1~20㎡)
		173円80銭 × 20㎡ = 3,476円	③ (第2段分: 21~40㎡)
		204円60銭 × 8㎡ = 1,636.8円	④ (第3段分: 41~48㎡)
	①+②+③+④	ご請求額	7,576円 (円未満は切り捨てとなります)

(例2) 一括請求を行っているマンションで、使用戸数10戸、2か月間に480㎡を使用した場合

基本料金	1,958円 × 10戸 = 19,580円	①
従量料金	25円30銭 × 20㎡ × 10戸 = 5,060円	② (第1段分: 1~200㎡)
		173円80銭 × 20㎡ × 10戸 = 34,760円	③ (第2段分: 201~400㎡)
		204円60銭 × 8㎡ × 10戸 = 16,368円	④ (第3段分: 401~480㎡)
	①+②+③+④	ご請求額	75,768円 (円未満は切り捨てとなります)

工業用水道料金

令和7年12月1日施行

[適用時期]

令和8年1月1日以降の検針分から

(1) 任意消費水量制 (検針: 奇数月)

使用水量1㎡につき 18円04銭 最低額: 450㎡/月

(2) 責任消費水量制 (検針: 毎月)

基本料金 責任水量1㎡につき 13円64銭

従量料金 使用水量1㎡につき 4円40銭

超過料金 超過水量1㎡につき 27円50銭

※ ただし、従量料金の1月最低額は、1日あたり15㎡に相当する額とする。

※お問い合わせ先 : 和歌山市水道料金センター (電話 073-435-1298)

下水道使用料〔2か月分〕

令和元年10月1日施行

区分		基本料金	超過料金(1㎡につき)			
			第1段	第2段	第3段	第4段
一般汚水	排除汚水量	20㎡まで	21㎡～60㎡	61㎡～200㎡	201㎡～1000㎡	1001㎡～
	金額	2,494円80銭	189円20銭	243円10銭	297円	344円30銭
公衆浴場汚水		排除汚水量 1㎡につき 11円				

下水道使用料料金表には消費税及び地方消費税(10%)を含みます。

■ 下水道使用料の計算例

(例) 2か月間に50㎡を使用した場合

基本料金	……………	20㎡まで	2,494円80銭	①]
超過料金	……………	189円20銭 × 30㎡ =	5,676円	② (第1段分:21㎡～50㎡)	
①+② <u>ご請求額 8,170円</u>				(円未満は切り捨てとなります)	

※お問い合わせ先 : 和歌山市水道料金センター (電話 073-435-1298)